

浦安市規則第46号

浦安市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則の一部を改正する規則

第1条 浦安市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則（令和3年規則第68号）の一部を次のように改正する。

第13条の見出しを「（指定等の通知）」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「規定により」を「規定による」に改め、「をしたとき、」を削り、「指定の更新」の次に「（以下これらを「指定等」という。）」を加え、「別記第3号様式」を「別記第2号様式」に、「前項の申請書を提出した者」を「当該指定等をした者」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「前項の指定事業者の指定又は指定事業者の指定の更新（以下これらを「指定等」という。）」を「指定等に係る申請があった場合において、当該申請に係る指定等」に、「別記第4号様式」を「別記第3号様式」に、「第1項の申請書を提出した者」を「当該申請をした者」に改め、同項を同条第2項とし、同条中第4項を第3項とする。

第16条を削る。

第17条第1項中「別記第7号様式」を「別記第4号様式」に改め、同条第2項中「別記第8号様式」を「別記第5号様式」に改め、同条を第16条とする。

第18条を第17条とし、第19条を第18条とし、第20条を第19条とする。

別表通所型サービスの項通所型サービスAの目単位数の欄中「1,432単位」を「1,539単位」に、「2,935単位」を「3,100単位」に、「1,002単位」を「1,077単位」に、「2,055単位」を「2,170単位」に、「1,110単位」を「1,218単位」に、「2,291単位」を「2,456単位」に、「776単位」を「853単位」に、「1,603単位」を「1,719単位」に改める。

別記第2号様式を削る。

別記第3号様式中「第13条第2項」を「第13条第1項」に改め、同様式を別記第2号様式とする。

別記第4号様式中「第13条第3項」を「第13条第2項」に改め、同様式を別記第3号様式とする。

別記第5号様式及び第6号様式を削る。

別記第7号様式中「第17条第1項」を「第16条第1項」に改め、同様式を別記第4号様式とする。

別記第8号様式中「第17条第2項」を「第16条第2項」に改め、同様式を別記第5号様式とする。

第2条 浦安市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則の一部を次のように改正する。

別表通所型サービスの項通所型サービスAの目単位数の欄中「1,539単位」を「1,587単位」に、「3,100単位」を「3,197単位」に、「1,077単位」を「1,111単位」に、「2,170単位」を「2,238単位」に、「1,218単位」を「1,255単位」に、「2,456単位」を「2,533単位」に、「853単位」を「879単位」に、「1,719単位」を「1,773単位」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年6月1日から施行する。